

平成 25 年 2 月 8 日
厚生労働省医薬食品局食品安全部
北海道 厚 生 局
東 北 厚 生 局
関 東 信 越 厚 生 局
東 海 北 陸 厚 生 局
近 畿 厚 生 局
中 国 四 国 厚 生 局
九 州 厚 生 局

総合衛生管理製造過程に関する評価検討会開催要領

1 趣旨

総合衛生管理製造過程承認制度の承認審査及び承認後の監視等をより効果的に行うために、専門家の助言を得ることを目的として、総合衛生管理製造過程承認制度実施要領（平成 12 年 11 月 6 日付け生衛発第 1634 号 最終改正 平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227009 号）に基づき、厚生労働省医薬食品局食品安全部及び各地方厚生局共催で「総合衛生管理製造過程に関する評価検討会」（以下「評価検討会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 本承認制度において、食品衛生法第11条第1項に基づく製造方法の基準に適合しない製造過程の承認等に際し、必要に応じ高度な技術的及び専門的な観点から助言を行う。
- (2) 総合衛生管理製造過程の運用の改善に関して専門的な観点から助言を行う。
- (3) その他必要な事項について助言を行う。

3 評価検討会の運営

- (1) 評価検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 構成員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 評価検討会は必要に応じ、学識経験者等の専門家の出席をその都度、求めることができる。
- (4) 評価検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (5) 座長は、評価検討会を招集し、これを主宰する。
- (6) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (7) 評価検討会の庶務は、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課において行う。
- (8) 評価検討会の議事録については、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、原則非公開とするが、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれのない内容については議事要旨を作成して公開する。

(別 紙)

氏名	所属
朝倉 宏	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第三室長
荒木 恵美子	東海大学海洋学部水産学科教授
五十君 静信	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
工藤 由起子	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第二室長
小西 良子	麻布大学生命環境科学部食品生命科学科教授
丸山 総一	日本大学生物資源科学部教授
山本 茂貴	東海大学海洋学部水産学科教授